

# 「大仏前」考

小林 文 広

はじめに

一八九六年（明治二十九）、京都の新聞『日出新聞』に「聖果寺」という小説が連載された（二月十四日～四月八日）。

小説は、京都東山、阿弥陀峰の麓にある架空の寺「五龍山聖果寺」を舞台に展開する。

聖果寺の住職真燕は、身寄りのない子供の頃から前住職円浄上人に育てられてきたが、住職を継いだ後、唯一の肉親である弟翠陰が不慮の死をとげたために、ひどくふさぎ込んでしまった。この頃、真燕が身の回りの世話をさせていたのが、貧家に生まれ、身体の障害や容姿のために長い間不遇な目にあつてきた作平であつた。作平にとって、真燕は命の恩人であり、親代わりであつた。真燕が女芸人お新の三味線を聞いて心を惹かれたことを知つた作平は、真燕の恩に報いるためにお新を寺に連れてこようとする。しかし、作平はお新を無理に引つ張ろうとして抵抗され、ついに通りがかりの侍に捕らえられて、さらしものにされる。

お新は、幼い頃迷子になったところを盗賊の頭長五郎に育てられ、女芸人となつて生計を立てていた。お新は、作平を捕らえた侍に恋心を抱くようになるが、その素性は知れなかった。お新は、長五郎に殺されかけていた金崎藤十郎の命を助け、金崎の口から探していた侍の名が青柳丹藏であることを聞き出す。

お新は、青柳が聖果寺周辺を所管する役人であることを知ると、ようやく再会を果たし、茶屋まで同行することに成功する。ところが、その様子を見ていた真燕は、嫉妬の余り青柳に重傷を負わせて逃げる。取り残されたお新は、青柳傷害の容疑をかけられ獄に下る。

お新は、粟田口の刑場で処刑されかかるが、作平に助けられ、淨妙堂にかくまわれる。真燕は、その前後にもお新に迫るが、お新は真燕をあくまで拒絶する。また、お新はこの辺りを徘徊する狂女お熊が幼い頃生き別れた実母であることを知る。しかし、思いを遂げることができなかった真燕が奉行所にお新の居場所を通報したために、逃亡中だったお新はあらためて獄に下る。お新を捕らえたのは青柳であった。これにより、お新は刑場の露と消えるが、これまで真燕のために尽くしてきた作平も、この顛末には我慢ができず、ついに真燕を突き落として殺してしまう。

以上が、小説「聖果寺」のあらすじであるが、ヴィクトル・ユゴーの小説『ノートルダム・ド・パリ』<sup>(2)</sup>を読んだことのある人には、その筋が似かよっていることに気づかれるであろう。主人公のお新は絶世の美女と称えられた女芸人エスメラルダ、作平は鐘突き男カジモドをモデルにしていることはいままでもない。長五郎はクロパン・トルイユフ、真燕はクロード・フロロ、青柳丹藏はフェビュスト、主な登場人物は、ユゴーの作品とその性格も役柄も酷似している。

実は、「聖果寺」最終回(第四十五回)には次のような付記があり、謙遜はしているものの、堀江純吉が『ノートルダム・ド・パリ』の筋書きを十分に理解した上で想を練ったことは疑いない。

作者申す、這はユーゴー翁のノートルダムノートルダムの面影を紹介せむ野心より稿を起したるなれど、拙き筆の趣向に負け  
て似ても似つかぬものとはなツたり。此埋合せには誰やらの仮声ならねど、他日更に趣向を凝らして創作の旗推  
立て、見参するを待らせ玉へや。

この時期の文章家にフランスの文豪ヴィクトル・ユゴーが一定の影響を与えたことは周知の事実であるが、堀江も  
またその一人であった。ただ、ユゴーについては森田思軒が先駆的に注目はしていたものの、一八九七年に死去してし  
まい、その後をうけた黒岩涙香が一九〇二年に『レ・ミゼラブル』を『噫無情』と訳出したのが日本のユゴー受容の  
画期とされることから考えると、堀江の「聖果寺」はユゴーに注目したかなり早い例といふことができる。<sup>(3)</sup>

さしずめ、「聖果寺」はノートルダム大聖堂ということになるが、小説ではそこに逃げ込んだ罪人は、役人もそれ  
を捕らえることができないとされている。ユゴーはこの特権を、「避難所」(asile)と記すが、これは中世ヨーロッパの宗教施設や自由都市に関わる重要な特質であった。

『ノートルダム・ド・パリ』は、一四八二年というはっきりとした年号によって示される中世のパリを舞台にして  
いたが、「聖果寺」もまた寺院が独自の権威と警察権を保持していた頃の京都を舞台とする。ノートルダム大聖堂は、  
盗賊が逃げ込めば役人も手を出すことのできない「避難所」であったが、中世都市内部には、宗教施設を中心にこの  
ような空間が少なくなかった。さらに、『ノートルダム・ド・パリ』は、一四六七年からパリそのものが「避難  
所」であったとするが、こうした記述に中世都市や中世社会に対するユゴーの理解が示されている。

また、パリ内部には、物乞いが集まる「奇跡小路」(翻訳では「奇跡御殿」、Cour des Miracles)と呼ばれるス  
ムがあった。<sup>(4)</sup>

「ここはどこなんだ?」と、詩人はびくびく声できいた。「奇跡御殿だ」と、近よってきた四番めの男が答え

た。(中略) まともな人間なら、こんな時間にはけつして足を踏み入れたところないところだ。大胆不敵な手入れを行なったシャトレの役人たちやパリ奉行の手の者が、散りぢりになって消えてしまった不思議な一画だ。泥棒どものまちなのであり、パリの顔にできた醜いほなのだ。都のまぢまぢにいつも溢れ出る悪人や、物乞いや、宿なしの流れが、朝な夕な流れ出ては、夜になると戻ってきて、悪臭をはなちながらよどむ下水なのだ。

中世都市の物乞いの中には、身体障害者や病人が多く含まれていたが、それらの人々が夜になってスラムに戻つてくると、皆障害や病気が治つてしまふという。これは、物乞いたちが、他人から施しを受けるために身体障害者や病人を装っていたためであるのだが、スラムは物乞いたちの不治の病までも治してしまう「奇跡」の土地だという洒落の効いた命名であつた。クロパン・トルイユフは、「奇跡小路」を仕切る親玉であり、芸人エスメラルダは住人の一人であつた。

堀江純吉は、この「奇跡小路」のモチーフを作品の中に取り入れ、次のように記している。

お新が住へる大仏崩門のあたりは、京に聞へし魔窟である、博徒も居る、女太夫も居る、夜鷹も居る、煙管の仕換も居る、紙屑買ひも居る、車力、人足、立ん坊のやうなものも居る、贓品買も居る、盗賊商売の曲者も居る、中には運つたなく此魔窟に陥つたものもないではなけれど、魔窟に生れ、魔窟に人となり、立派な悪魔となり了せたる曲者も亦た甚だ多い。

お新は此魔窟に生れたものではない、けれども此魔窟に成長しものである。此三年前まで、お新が阿爺さん阿爺さんと大事にかけた老爺があつた。此老爺は、生来力が強くて俠骨があつて負けることが嫌ひの不敵者で、若い時分から此あたりで親分親分と立てられたものであつたが、年を重ねて心が練れて来るに伴ひ一層其勢ひが加つて、果ては此爺の前に頭を上げ得る者はなかつた。実に此魔窟に於て兩人となき魔王であつた。お新は実に

此魔王に拾はれた迷子である。(「聖果寺(十四)」「日出新聞」一八九六年二月二十九日付)

「奇跡小路」と「魔窟」とでは、そこから喚起されるイメージのふくらみが大きく異なり、それが作品の質にも影響を与えていることはいうまでもないが、ここでは両者の文学作品としての完成度を論じるのが目的ではない。いずれにしろ、堀江は、作品の中で「奇跡小路」を再現しようとしたのであるが、その際、堀江は京都の「大仏崩門のあたり」を舞台として設定した。ここでいう、「大仏」とは、十六世紀の末、豊臣秀吉・秀頼父子が造営した方広寺のことで、この寺の梵鐘の銘が豊臣氏滅亡の因となったことでも知られる著名な寺院である。この京都大仏は、豊臣政権の象徴のひとつであり、一時は奈良の大仏とも比肩されたといわれるが、造営直後に豊臣氏が滅んだこともあって、その後の歩みは不遇そのものであった。大仏自体、その後も何度か火災に見舞われ、寛政十年(一七九八)に焼失後はしばらく再建もされなかった。結局、十九世紀前半に半身の像が安置されるが、それも一九七三年(昭和四十八)に焼失し、現在は京都に大仏は存在しない。

「大仏」の沿革は以上のようなものであるが、小説「聖果寺」では、その周囲の庶民が描かれている。小文は、このように描かれた「大仏崩門のあたり」について歴史的に検討することを目的とする。

## 一 研究史上の「大仏前」

### (一)「大仏前」の形成

京都の大仏については既に述べた。それでは、「崩門」とは何であろうか。

一九一五年(大正四)に完成した碓井小三郎編『京都坊目誌』によれば、「教王護国寺」の「南大門」の項に次の

ようにある。<sup>(5)</sup>

(前略)、明治元年十月二十一日例月法 会の夜の火を発し、二像と共に焼失す。同二十八年一月十日蓮華王院の西大門たる九頭龍門誤て崩れ 門と云ふを購ひ、之に移築す。現在の正門是なり。同四十三年八月二十九日、特別保護建造物に指定せらる。

いうまでもなく、教王護国寺は平安時代に空海によつて建てられた古刹であるが、その後南大門はいつたん焼失し、慶長年間に再建されるが、明治元年(一八六八)に再び焼失したので、一八九五年(明治二十八)に蓮華王院の西大門を移築したという。これが、現在の南大門である。しかも、移築された門は本来「九頭龍門(くずりゅうもん)」と称されていたが、いつの頃からか誤つて「崩れ門(くずれもん)」と通称されていたというのである。

そこで、蓮華王院であるが、本堂の通称「三十三間堂」の方がよく知られるこの寺は、方広寺の南隣に位置し、方広寺とともに妙法院の支配に属していた。京都東山には、こうした古刹、名刹が櫛比していたのであるが、いずれの寺院も明治維新直後の社寺領上知によつて、多くの寺領・境内地を収公され、経済的にも苦境に陥つた。蓮華王院を含む妙法院の境内地は二十二万坪以上あつたとされるが、上知以後は一万二千坪弱にまで縮減された<sup>(6)</sup>。収公された場所は、東京遷都後京都に残つた朝廷・比丘尼御所関係の女官らの居所として恭明宮が建てられるなど活用されることもあつたが、短期間で荒れ放題になつた土地もあつたことであろう。

ところが、一八八九年頃から、恭明宮周辺に帝國京都博物館を建設する計画がすすみ、実際に、一八九七年に開館する。その経過については後に述べるが、これを契機として、「崩れ門」は撤去を余儀なくされ、たまたま九条通に面した大門を失つて困つていた東寺に引き取られることになる。したがつて、堀江純吉が小説「聖果寺」を書いた頃には、「大仏崩門」はなくなつていたものの、京都市民にとつてその界限の開發の記憶はきわめて新しいものであつ

た。なお、かつて「大仏崩門」のあったあたりには現在「大仏前派出所」があり、該当する地域の呼称としては「大仏前」の方が一般的に用いられている。以下の記述では、とくに必要のない限り「大仏前」を用いることにしたい。こうして「大仏前」の位置はおよそわかったものの、このような地域が町場として開発されるのはいつ頃であろうか。

古くから鳥部野と呼ばれる葬地であったこのあたりは、清水寺、鳥部寺、法住寺、六波羅蜜寺、蓮華王院など由緒ある寺院の造営、荒廃が繰り返されていたが、現在につながる本格的な開発はやはり方広寺の建立を待たなければならなかった。とくに大規模な寺社を手がかりに考えると、方広寺の造営が天正年間、豊国神社が慶長年間、妙法院のこの地への移転・再興が文禄年間、智積院の再興が元和年間と伝えられることから、このあたりが有力寺社の境内地とその門前町として確定したのは江戸時代初期といえよう。のちにこの地域のシンボルとなる「耳塚」も、文禄の役に際して作られたものであるので、やはりこの時期であったと考えられる。

したがって、この地域の町場化は早くとも近世初頭ということになるが、寛永十四年（一六三七）のものと考えられている記録では、すでに東山東南部の一帯に七十二か町もの町が成立し、一万一千人もの人々が住んでいたことがわかる。七十二か町の中には、祇園、清水、建仁寺、東福寺などの境内地や門前町が含まれるが、方広寺、妙法院の周辺であることを示す「大仏」を冠して称された町だけで約四十町に達したのである。

戦国時代に終止符が打たれ、安定した近世社会が到来したことは、これまでにない商工業の発展をもたらし、街道が集まる地域の交通量を飛躍的に増大させた。これが近世初頭における京都郊外の都市拡張の基本的な動因であるが、秀吉の伏見城築城によって本格的に開かれたといわれる伏見街道（本町通）、古くは宇治を経て奈良に通じる街道であった大和大路（通過する地域によって縄手通、建仁寺通、大仏仁王門通などと呼ばれた）など主要な街道が集まる

鴨東南部は、その影響をもつとも強く受ける地域であつた。とくに、正保二年（一六四五）五条橋が架け替えられると、五条通沿道の鴨川西岸との一体化が進んだ。<sup>8)</sup>

こうして、伏見街道、大和大路、五条通を中心に町の開発が進み、町数も年を追つて増加の一途をたどる。これらの町々は、当初、「洛外」と認識されていたものの、元禄年間には明らかに京都の都市域に含まれるようになった。

「大仏前」とは、こうして開発された「大仏廻り」の中でも、南北に貫く大仏仁王門通と方広寺から発して東西に走る大仏正面通を中心とする一画と考えていいだろう。これらの町々の多くは、妙法院、方広寺、蓮華王院の門前町であり、町組は下京異組の新シ町で構成される大仏組に所属した。

## (二) 「大仏前」の住民構成

### ① 職業構造の特徴

この地域にもともと方広寺の造営に関わつた職人層が多かつたことは、棟梁町、塗師屋町、瓦町などの町名からうかがえる。ただ、その後は街道筋や寺社門前であることから小商人や職人層を中心とする町として発展したことが推測される。

貞享三年（一六八六）刊行の『雍州府志』土産門下は、「喜世留（キセル）」、「竹具」、「棕櫚箒」などの産地として「大仏前」や「五条大仏辺」を挙げる。試みに「竹具」の記述を掲げれば次のようである。<sup>9)</sup>

竹具 建仁寺町、大仏前、亦以竹造諸品物、竹輿、竹床、竹椅、竹枕、竹簾、竹杖、及菓籠等物、無不有。

また、宝曆十二年（一七六三）刊行の『京町鑑』には、「骨屋町通」（大黒町通の一部）の解説として「此通の南に扇子の骨を製作するもの多く住す故に号す」とあるが、京都を代表する工芸品である扇の骨も竹細工であり、十八世

紀中頃にはすでにこの地域に定着していたことを示している。藤本利治氏の『同業者町』<sup>14</sup>は、この地域の扇骨生産について詳しく考察しているが、ここでは、扇骨加工を含む扇の製造工程を京都の都市社会の社会的分業の典型として取り上げ、次のように象徴的に述べる。<sup>15</sup>

狭い道路と袋小路・粗末な長屋・竹を煮る悪臭・栓引や末削のにぶい音、こうした景觀地域が下請加工業者の町であり、あの優美な京扇子の生産地域である。

竹のあく抜き臭いと、扇骨を地面に立てて乾かす姿がこのあたりの路次の風景であったという。いずれにしても、この地域は都市内部の職人間の社会的分業の発展の中で、貧しい職人層の集住する地域と位置づけられていたことだけは確かなようである。

また、鴨川に近い問屋町通あたりには宿屋も多かった。<sup>16</sup>後に述べるように、伏見街道や大和大路を通じた参詣客や行商人、出稼ぎ人など入洛者の入り口にあたるこの地域は、旅籠屋、とりわけ木賃宿のような安宿が集まる傾向が見られるようになる。

## ②階層構造と「難波町」

この地域の階層構造など、町の住民に関する詳しい研究は少ないが、試みに文政七年（一八四二）九月の鍵屋町宗門人別改帳を整理してみると、借家人の比重が高いことがよくわかる（表一）。鍵屋町は、問屋町通と大仏正面通の交差する位置にある鴨川沿いの町であるが、文政七年段階で七十四世帯、二百六十七人が住んでいた。これを、五条通より北に位置する金屋町（建仁寺新門前）と比較すると、鍵屋町の世帯数の多さは目を引く（金屋町は、幕末の段階―嘉永四年（一八五二）―でも三十二世帯、百四十八人であった）。<sup>17</sup>

表1 鍵屋町の世帯構成（文政7年9月）

	世帯主	家主との関係	備考	家族数	家族数の内手代	家族数の内下男・下女
1	万屋儀兵衛			8	0	4
2	市川養元		医師	10	0	1
3	伏見屋清八			5	0	1
4	近江屋源内			3	0	1
5	奈良屋重兵衛	千切屋あや家代		9	0	0
6	大坂屋いし	近江屋長兵衛借屋	○	1	0	0
7	山本一之進	市川養元借屋	○、医師	4	0	1
8	藤村屋儀右衛門	市川養元借屋	○	3	0	0
9	山田屋善兵衛	千切屋あや借屋	×	3	0	0
10	丹波屋藤吉	千切屋あや借屋	×	4	0	0
11	山城屋喜助	千切屋あや借屋	×	4	0	0
12	近江屋伊八	千切屋あや借屋	×	5	0	0
13	伊勢屋惣五郎	千切屋あや借屋	×	6	0	0
14	綿屋熊治郎	千切屋あや借屋	×	3	0	0
15	亀屋儀助	千切屋あや借屋	×	2	0	0
16	伊賀屋安兵衛	万屋儀兵衛借屋	○	4	0	0
17	分屋権兵衛	万屋儀兵衛借屋	○	2	0	0
18	平尾屋長蔵	万屋儀兵衛借屋	○	4	0	0
19	伊勢屋伊右衛門	笹屋みを借屋	×	5	0	0
20	和泉屋平助	笹屋みを借屋	×	4	0	0
21	鳥羽屋久五郎	津国屋太兵衛借屋	○	2	0	0
22	坂本屋伊助	津国屋太兵衛借屋	○	3	0	0
23	山城屋為三郎	津国屋太兵衛借屋	○	3	0	0
24	讃岐屋武兵衛	町中会所借屋	○	3	0	0
25	津国屋太兵衛			12	6	3
26	近江屋長兵衛			3	0	0
27	高嶋屋新蔵			1	0	0
28	伊勢屋吟治郎	笹屋みを借屋	×	3	0	0
29	八百屋平蔵	嶋屋幸治郎借屋	○	5	0	0
30	井筒屋卯兵衛	嶋屋幸治郎借屋	○	4	0	0
31	山田屋喜兵衛	嶋屋幸治郎借屋	○	2	0	0
32	樽屋たみ	近江屋長兵衛借屋	○	1	0	0
33	播磨屋ふし	津国屋喜三郎借屋	×	2	0	0
34	岩田屋伊兵衛	津国屋喜三郎借屋	×	4	0	0
35	表具屋九右衛門	高嶋屋新蔵借屋	○	2	0	0
36	丸屋長兵衛	市川養元借屋	○	3	0	0

「大仏前」考

37	越前屋音吉	市川養元借屋	○	2	0	0
38	越前屋亀次郎	市川養元借屋	○	1	0	0
39	森川屋庄兵衛	市川養元借屋	○	6	0	0
40	木屋権兵衛	伏見屋清八借屋	○	8	0	3
41	越中屋与兵衛	伏見屋清八借屋	○	4	0	0
42	播磨屋平兵衛	伏見屋清八借屋	○	4	0	1
43	近江屋藤右衛門	千切屋あや借屋	×	3	0	0
44	天満屋源兵衛	千切屋あや借屋	×	4	0	0
45	平野屋佐兵衛	千切屋あや借屋	×	4	0	0
46	大坂屋庄蔵	千切屋あや借屋	×	2	0	0
47	和泉屋庄兵衛	千切屋あや借屋	×	4	0	0
48	新シ屋長兵衛	千切屋あや借屋	×	3	0	0
49	近江屋庄治郎	千切屋あや借屋	×	6	0	0
50	近江屋安兵衛	千切屋あや借屋	×	4	0	0
51	京屋伊兵衛	千切屋あや借屋	×	3	0	0
52	近江屋万助	千切屋あや借屋	×	3	0	0
53	鹿島屋伊助	千切屋あや借屋	×	2	0	0
54	大坂屋佐助	笹屋みを借屋	×	3	0	0
55	敦賀屋市右衛門	笹屋みを借屋	×	4	0	0
56	能登屋幸助	笹屋みを借屋	×	2	0	0
57	能登屋与兵衛	笹屋みを借屋	×	2	0	0
58	北国屋甚太郎	笹屋みを借屋	×	2	0	0
59	近江屋音吉	笹屋みを借屋	×	3	0	0
60	近江屋安兵衛	笹屋みを借屋	×	2	0	0
61	越前屋利八	笹屋みを借屋	×	2	0	0
62	越中屋佐太郎	笹屋みを借屋	×	2	0	0
63	岡崎屋太兵衛	笹屋みを借屋	×	5	0	0
64	近江屋清七	津国屋太兵衛借屋	○	2	0	0
65	近江屋与兵衛	津国屋太兵衛借屋	○	3	0	0
66	近江屋嘉兵衛	津国屋太兵衛借屋	○	3	0	0
67	加賀屋新助	津国屋太兵衛借屋	○	2	0	0
68	関東屋さき	町中会所借屋	○	1	0	0
69	利吉	町中会所借屋	○、町用人	5	0	1
70	鳥羽屋安兵衛	市川養元借屋	○	3	0	0
71	大黒屋平助	千切屋あや借屋	×	5	0	0
72	丹波屋音吉	笹屋みを借屋	×	3	0	0
73	大和屋行三郎	笹屋みを借屋	×	2	0	0
74	嶋屋幸治郎			6	0	1

「鏡屋町文書」1による。備考の○は家主が町内に居住する借家、×は不在家主の借家。

このうち町会所に住む町用人利吉一家と千切屋あやの家代奈良屋重兵衛一家を除いても、家持ち八世帯に対し、借家人は六十四世帯と八割以上を占め、借家人だけで二百五人もの人数に達するのである。また、鍵屋町に隣接する正面町の場合にも、嘉永三年九月段階で七十五世帯、二百四十七人のうち借家人が六十二世帯、百八十九人（町用人一世帯を除く）と、世帯数が多い中で借家人が多数を占める構造は鍵屋町と同様であった（表2）。ただ、借家人の比率が高いのは、金屋町の場合も同様で、この地域一帯の特徴であったことが推察される。また、借家の持ち主が町内に住んでいない例が多いのも、三か町に共通する特徴であった。

金屋町の事例を分析した日向進氏によれば、鴨東の新地開発は地代や宿料を期待する特定の開発業者に担われており、そのため零細な借家群が急速に集積されることになったという。また、新地開発がしばしば「煮売茶屋商売」「料理屋稼」などと呼ばれる遊所の誘致・拡大を伴っており、時として新地が遊廓の別称とみなされるほどであったが、それは開発業者だけでなく、「町之賑ひ」を求める領主側（たとえば妙法院）の利害とも一致していたのである。日向氏は、「華やかな歓楽空間の背後には、零細な借家群が多数形成されていた」と指摘するが、この両者が有力寺社の門前に発達するのには理由があったのである。

このような借家の増大に関連して、「難渋町」についても触れておきたい。「難渋町」については、宇佐美英機氏、塚本明氏らが先駆的にその存在を明らかにしてきた。宇佐美氏は、「難渋町は金銀出入に関わりのある者や出願事などを考えている者に進んで家を貸そうとしない町に代わって、『難渋引請賃銭貫請候儀を渡世二致し、他町住居之者を名前斗引取、其町住居之姿二而御役所え付添罷出』ることを生業としたのである」とその性格を解説し、このような行為は宗門改による人別支配の原則を揺るがすものとして町奉行所から繰り返し規制されたが、文化十一年以降規制する触が出されなくなることをもって、幕末には黙認されたものと推定する。

「大仏前」考

表2 大仏正面町の世帯構成（嘉永3年9月）

	世帯主	家主との関係	備考	家族数	家族数の内手代	家族数の内下男・下女
1	天王寺屋佐兵衛		妻みつ	6	0	2
2	堺屋久兵衛			4	0	0
3	隅田屋兵左衛門			7	0	3
4	天王寺屋つね			2	0	0
5	木村屋治三郎			1	0	0
6	鍵屋小兵衛			2	0	0
7	檜皮屋与八	伏見屋清八借屋	×	2	0	0
8	永嶋屋宇兵衛	町家	○	3	0	0
9	鳥羽屋亀吉	天王寺屋つね借屋	○	2	0	0
10	境屋仁兵衛	菱屋えい借屋	×	3	0	2
11	奈良屋喜太郎	木村屋治三郎借屋	○	1	0	0
12	柵屋治助	隅田屋兵左衛門借屋	○	3	0	0
13	樽屋善太郎	天王寺屋みつ借屋	○	4	0	0
14	加賀屋清蔵	鍵屋小兵衛借屋	○	3	0	0
15	南部屋隆助	木屋権兵衛借屋	×	2	0	0
16	弓屋松兵衛	八文字屋半兵衛借屋	○	4	0	0
17	大坂屋弥七	八文字屋半兵衛借屋	○	1	0	0
18	川崎屋新助	八文字屋半兵衛借屋	○	4	0	0
19	丹後屋清三郎	菱屋えい借屋	×	5	0	1
20	丹後屋甚兵衛	木村屋治三郎借屋	○	3	0	0
21	魚屋熊太郎	木村屋治三郎借屋	○	3	0	0
22	河内屋官三郎	木村屋治三郎借屋	○	3	0	0
23	大津屋弥七	八文字屋みつ借屋	○	2	0	0
24	井筒屋源兵衛	天王寺屋半兵衛借屋	○	5	0	0
25	川越屋雄吉	木屋権兵衛借屋	×	1	0	0
26	鏑屋藤兵衛	鍵屋小兵衛借屋	○	2	0	0
27	山口屋嘉兵衛	八文字屋みつ借屋	○	2	0	0
28	近江屋栄次郎	天王寺屋みつ借屋	○	4	0	0
29	松屋安兵衛	天王寺屋みつ借屋	○	1	0	0
30	日野屋久作	木村屋治三郎借屋	○	2	0	0
31	木瓜屋三郎兵衛			8	0	0
32	八文字屋半兵衛			8	0	3
33	山田屋武助			2	0	0
34	亀甲屋伊兵衛			6	0	0
35	越中屋喜兵衛			7	0	0
36	越中屋与惣右衛門	八文字屋半兵衛借屋	○	4	0	0

37	小刀屋嘉兵衛	木瓜屋三郎兵衛借屋	○	2	0	0
38	美濃屋清助	伏見屋清八借屋	×	4	0	0
39	近江屋半三郎	八文字屋半兵衛借屋	○	2	0	0
40	加賀屋大兵衛	八文字屋半兵衛借屋	○	3	0	0
41	檜皮屋清八	木屋権兵衛借屋	×	3	0	0
42	永嶋屋徳之助	木屋権兵衛借屋	×	4	0	0
43	能登屋藤助	木屋権兵衛借屋	×	2	0	0
44	嶋屋善助	木屋権兵衛借屋	×	1	0	0
45	加賀屋勇治郎	天王寺屋みつ借屋	○	4	0	0
46	大友屋勲兵衛	天王寺屋佐兵衛借屋	○	4	0	0
47	八百屋常吉	天王寺屋みつ借屋	○	2	0	0
48	能登屋大兵衛	天王寺屋みつ借屋	○	3	0	0
49	花屋源兵衛	隅田屋兵左衛門借屋	○	6	0	0
50	伊勢屋友吉	隅田屋兵左衛門借屋	○	1	0	0
51	近江屋彦太郎	隅田屋兵左衛門借屋	○	3	0	0
52	丹波屋藤右衛門	天王寺屋つね借屋	○	3	0	0
53	万屋庄吉	天王寺屋つね借屋	○	2	0	0
54	榊屋松之助	山本秀之丞借屋	×	5	0	0
55	尾張屋半治郎	八文字屋みつ借屋	○	2	0	0
56	伊勢屋佐右衛門	木瓜屋三郎兵衛借屋	○	3	0	0
57	山田屋弥兵衛	伊勢屋吉兵衛借屋	×	4	0	0
58	弥助		○、町用人	3	0	0
59	万屋定次郎	天王寺屋みつ借屋	○	2	0	0
60	美濃屋次郎兵衛	菱屋えい借屋	×	3	0	0
61	河内屋長七	木瓜屋三郎兵衛借屋	○	5	0	0
62	平田屋助七	八文字屋みつ借屋	○	2	0	0
63	山城屋藤助	町家	○	6	0	0
64	福富屋鉄治郎	木村屋治三郎借屋	○	2	0	0
65	関東屋長兵衛	隅田屋兵左衛門借屋	○	2	0	0
66	柏屋弥兵衛	天王寺屋みつ借屋	○	3	0	0
67	鍵屋清兵衛	天王寺屋みつ借屋	○	2	0	0
68	海老屋市三郎	八文字屋半兵衛借屋	○	7	0	0
69	津国屋平五郎	天王寺屋佐兵衛借屋	○	5	0	0
70	木屋正兵衛	八文字屋半兵衛借屋	○	5	0	0
71	柏屋弥三郎	天王寺屋みつ借屋	○	1	0	0
72	伊勢屋伊三郎			2	0	0
73	但馬屋長兵衛	天王寺屋みつ借屋	○	4	0	0
74	山城屋平三郎	木村屋治三郎借屋	○	4	0	0
75	亀谷屋権兵衛	木屋権兵衛借屋	○	4	0	0

「宮本(虎)家文書」2による。備考の○は家主が町内に居住する借家、×は不在家主の借家。  
「町家」は町有借屋。家主名の内「八文字屋みつ」は「天王寺屋みつ」の誤記と推定した。

これまで「難波町」について明らかにされているのは以上の通りであるが、それを地域に即して具体的に考える手がかりは、わずかに天明三年（一七八三）の町触があるだけであった。そこで、小文では「大仏前」に関わる範囲で若干の検討をしてみたいと考える。

天明三年の町触には、「難波町」とみなされる町名が次のように列挙されている。<sup>17</sup>

八坂上町、祇園南町、建仁寺新地玉水町、同星野町、建仁寺町上田町、大仏西棟梁町、清水四丁目、二条川東吉永町、同難波町、同杉本町、西ノ京藍屋辻子

これらの町々はいずれも洛中と洛外の境界にあつたが、鴨東南部地域に多いことがわかる。このうち、「大仏前」の一面を占める西棟梁町は大仏仁王門通に面する下棟梁町の裏路地のような町並みであり、その沿革も定かではない。ただ、宝暦十二年、菱屋新兵衛・万屋平七の出願により開発された建家群の中に西棟梁町の名も見いだされることから、周辺の町々と同様、新しい借家群として開発された町のひとつであることがわかる。<sup>18</sup>「難波町」の多くが、このように新しく町屋や路地として形成された町であろう。また、おそらくはこの十一か町に限定されるのではなく、とくにこうした慣行が容認されるようになってからは同様の町が市街周縁部に増大したことが推測される。前述の鍵屋町のように住民の八割以上が借家人というような町が現れる背景には、こうした事情も関係していたのではないだろうか。

大仏仁王門通よりも一筋西の通りを袋町筋（現在の黒黒町通）というが、袋町筋五条下ルにある袋町には、「難波町」的な状況の広がりやうかがわせる文書が残されている。

五条通に近い袋町の成立は十七世紀にまでさかのぼるが、嘉永七年（一八五四）九月、この町に本町六丁目より次のような触が回達される。文書には、袋町からの請書もあわせて記録されているので、その内容を掲載しよう。<sup>19</sup>

近来借家人共相互ニ引取人ニ相立罷在、掛り合引取申候節差支、彼是甚紛敷致方不埒ニ付、以来相互ニ引取人ニ立候義堅致間敷候。此外、所々に引取ニ相立、渡世同前ニ致罷在候者有之趣相聞、是又不埒ニ候間、向後右体之義致間敷候。尤家主共義も兼而心ヲ付、引取人之義入念取之候様可致仕候。

右之通相触候上、以来右体之義有之候ハ、急致咎メ可申付候間、此旨洛中洛外裏借家ニ至迄不洩様可相触もの也。

寅九月十四日

当町

本町六町目

先達而右被為仰出候御触書之趣、一同奉承知候。向後急度相改、相互ニ引取人ニ相立、判合致候義堅致間敷候。依而右心得違為無之、借家衆中相改承知印形取之候事。

嘉永七年

大仏前耳塚通五条下ル袋町

甲寅閏七月

年寄 新助

五人組清七

同

この触がどの範囲まで触れられたものか不明だが、「当町本町六町目」とあることから大仏組では周知されたのであろう。これによれば、この地域では、借家人らが相互に「引取人」に立ち、「金銭出入其外懸り合」のある難渡者を町に引き入れる行為が横行しており、中にはそれを「渡世同前」にしている者がいるという。このような慣行は「難渡町」でおこなわれていたものと同様である。袋町のように五条通沿道の町でもこのような請書を出していることは、かえってこうした慣行の広がりをうかがわせるように思われる。

宇佐美氏は、「難渡町」は「貧窮民の家産再興のための一時的避難場所」であつたと、事業に失敗した町人がやり

直すための足がかりととらえるが、「難波町」は仮にそのような意欲を持ち得ない人々にとつてもまた「避難所」たりえたことであろう。

### ③都市周縁的空間として

享保年間にまとめられたといわれる『京都御役所向大概覚書』には、「大仏非人小屋之事」という一項があり、そこには次のような記述がなされている。<sup>21)</sup>

宝永四年正月

一、大仏殿境内ニ非人小屋拾壹軒有之、火用心不宜候間、所替させ可然旨松平紀伊守殿被仰聞候ニ付、大仏南門外坊官屋敷之地尻ニ東西五間、南北拾五間之場所え六軒引越、五軒残置候様ニと妙法院御門跡坊官え申渡、傍示杭打為渡候事。

右五軒之非人小屋、朝鮮人来聘ニ付、正徳元卯年不残取払ニ罷成。

これによると、大仏殿（方広寺）境内の「非人小屋」は宝永四年（一七〇七）と正徳元年（一七一）の二度にわたつて取り払いを命じられたという。菅原憲二氏によれば、「大仏非人小屋」とは、大仏鐘楼堂付近と耳塚付近にあったものであるが、昼や茶屋、夜は番人として妙法院にとつて不可欠の存在であった。ただ、それもこの文書にもあつたように朝鮮通信使の道筋にあつたために撤去される。<sup>22)</sup>

「大仏前」には、ほかに京都の西国三十三所行者組織を統轄する称名寺があるが、周辺にまで視野を広げれば、「牢の谷」「鳥部野」などの「非人小屋」、癩病者が集住していたという物吉村、鳥部野の入り口といわれる六道珍皇寺など、この地域の都市周縁的性格を物語る公共施設、宗教施設は少なくない。<sup>23)</sup>

近年、身分的周縁論による近世社会の研究が盛んにおこなわれているが、京都という都市社会における「大仏前」

の周縁性については、ここに述べてきたことからほぼ了解されるのではないだろうか。もともと、有力寺院の境内地という宗教的性格から始まり、徐々に開発が進み都市域に組み込まれてからは、経済的困窮者が集住するなど都市内の地域間格差を反映したものへと性格を変えていったのである。<sup>24</sup>

### (三) 木賃宿の集中

「大仏前」には、葬地としての記憶、豊臣家との関わり、寺社の集中、借家人の集住、「非人小屋」や「難波町」などといった要素があった。近世後期になると困窮者や木賃宿の集中もあつたようである。これは洛中と洛外を結ぶ街道筋の町々には共通する現象であつたが、吉田伸之氏は、身分的周縁論の観点から江戸の木賃宿を分析し、鞍馬寺願人による木賃宿経営の実態を明らかにした。<sup>25</sup> 鞍馬寺願人が、中世的な勧進の仕切役から発生し、都市に定着した者の中には加持祈祷などで生計をなす者もあつたが、その生活実態は都市下層社会の住民に他ならなかつたことはすでに『鞍馬寺史』<sup>26</sup>においても指摘されていたことであるが、江戸では下谷山崎町、芝新網町など、大坂では西高津新地四丁目といった困窮者の多い地域に居住していた。吉田氏は、願人がそうした地域で木賃宿経営にも関わることで、困窮者の集中にも関与していたことを明らかにした。

京都では、木賃宿と願人など勧進や宗教者との直接の関係はまだ明らかにされてはいないが、市内の寺社門前や街道筋に多く、巡礼宿から発展したものが多くことは推測に難くない。とくに、東海道にあたる三条通は、「天明年中より百有余年の今日まで打続きたる木賃宿継続地」(『日出新聞』一八八六年十二月二十二日付)といわれていたが、ほかに、東寺門前の四ツ塚、北野天満宮門前の下ノ森、妙法院門前の大仏崩門前、東西両本願寺門前町などには多くの木賃宿が集まっていた。

明治維新以後の近代化は、農村から都市部への流入者を増大させ、木賃宿はそうした困窮者や流入者の受け皿として肥大化していったと考えられるが、今のところそれを京都市内の各地域に即して統計的に明らかにすることはできない。そこで、たとえば次のような新聞記事の断片から、木賃宿の実相をかいま見る以外にないのである。

一八八五年（明治十八）のことであるが、五十代のある老夫婦の死体が二条城の堀端からあがり、括りつけてあった遺書から次のような経過が明らかとなった。この夫婦は、養子が一人あったものの、それも奉公に出してしまつた後は病気がちとなり、家財道具を売り食いしてしまい、遂に四国遍路にでも出る以外になくなつた。そこで、町内にも暇乞いをして大阪に下るが、そこで病氣となり再び京都に戻る。だが、今さら町内に戻るわけにもいかず、「大仏前の安泊にて此比まで泊り居たれど、商買せねば金の取処なく、宿賃ハ追々嵩みて催促される苦しさに逆も此世に生き通されずと」心中することになつたという（『老爺老婆の情死』『日出新聞』一八八五年六月二十四日付）。

「大仏前の安泊」は、食い詰めた老夫婦が頼りうる最後の選択肢であつた。<sup>(27)</sup>

## 二 「大仏前」の生活状況

### (一) 「貧民の種類」

京都でも困窮者、流入者の増大が目立つようになるのは、一八八〇年代のいわゆる松方デフレ期である。次に掲げる一八八六年四月の新聞記事は、この時期の困窮者の状況を知るための手がかりとして重要である。<sup>(28)</sup>

世間に最も貧しき生活をなす者の中にも真に愁むべきものと否らざるものあり。彼の幼くして父母の恃みを喪ひ老て子孫の養ひを缺き、或は不起の難病に臥し、或ハ水火の災ひに罹り思ハむ不仕合に出逢ひて貧窮に陥いるも

のは真に愁むべきものなるも、怠惰放逸にして酒食に耽り己がなすべき職業を務めず、或は邪欲に迷ひて賭博其他投機の事業に手を出し、借財山をなすも返済の目途なく、終にハ慣れし土地にも住兼て家をたゞみ身をかくし、結局貧苦の境涯に沈むものゝ如きは自業自得の貧民にして其原をたゞせば敢て愁むべきものにあらず。又政治の變革、世間の不景気等により自然と其家業に衰頹を來たし、追々喰込のみにて少々の貯蓄も爲めに尽し、次第に賤業に零落て、内には必至に働けども家内数口の妻子を養ふに足らず、外にハ地方税町村費等の課税ありて辛苦中からも負担の義務をつくさねばならず、僅かに瘦世帯を持兼ねて世を渡るに渡られぬものあり。是等の難渋人は今日殊に多く彼の鰥寡孤独及び水火罹災の窮民と共に実に愁むべきものとす。然るに貧民にても久しく世に零落れて貧窮の生活に慣るゝものは細々にも其生計を立て、元より定まれる家もなければ官府に対して税を納むる義務もなく、世間に対してハ交際の義理も張らず氣樂に世を渡り得らるゝを以て、却て其境涯に安んずるが如し。是等は昔しの穢多非人と均しく世間の外に生活する一種の賤民と称すべきものなれば、良民の一朝思はぬ不幸に陥りたるものと同視すべきものにあらず。左れば貧民と申しても右等の者をあへて社会の救助とを与ふべきものと云ふべからず。

今京都にて以上貧民の種類を實際に識別んには容易にこれをあぐるを得べし。彼の大仏辺の木賃宿にある貧民共ハ皆夫れぞれに生活の術を得るものにて、中にも久しく宿泊するものハ家内の一間を借切りて自炊をなし宛も借家住居の姿にて数年以上住むものあり。而して其業を問へば門芸を売り藁草鞋竹細工の類を販ぎ、巡礼道者に打扮ては報捨を乞ひ、煙管仕替に廻るなど何がな手に合ひたる生業を営み、且つ他方とも氣脈を通じて、京都が不景気なれば大坂の長町に移ると云ふ如く彼此にさすらひつゝ慣性となりて最早貧賤の生涯をうしとも悲しとも思はざるものに似たり。今實際に就て此徒の原籍を失踪し窃に此処に世を忍ぶものなり。此輩は前に申すが如く世

間の外に居る者なれば税を納むることも入らねハ世の交際もなし、誠に氣楽なる生活を為すものと云ふべし。又上京六組の松永町及び同三十二組の石原町に住む所の賤民は従前非人と称せられし者にて元より今日に零落たるにあらざれば、其窮状ハ左迄憐れとも覺えず。偕て是等の賤民は今日如何にして世過なすかと云ふに昔と違ひ人の門前に立ちて物を乞ふ訳に行ず、今ハ押売門三味線さへ六ケしくなりたれば何がな正業に基かねばならぬ次第となり、紙屑買ひ、鳥指し、芹摘み、鉛売等種々の細業をなす（目今は道路修繕に用ゆる石割を稼ぐもの多し）中にも性悪きは近來小供を教唆して晩暮まざれに社寺の賽銭箱にある錢を竊もて窃み出させ、或ハ社寺境内に立たせて袖乞させ糊口の補助となすもの尠なからず。是等ハこげつきの貧民にて敢て憂ふるに足らざるものなり。又下京八組部内三条通り白川橋以東に居る貧民即ち人力車の先曳を業とする者共は近來大に其數を増加せしが是れハ多く他所より入込みしものにて土地の者は甚だ少なし。此先曳の輩ハ前号にも委しく其実況を記載せし如く目下実に目も当られぬ慘状にて職業なきがために自身の口を糊する能はず。徒らに安宿に起臥するも幾日食せざるもの多く為めに骨肉瘦せ氣力衰へて先曳するの力なく、終には宿屋を逐ハれて路頭に餓死するに至るもの往々あり。此輩の近時著しく殖しは八組部内に木賃宿の營業者増加して濫りに之を止宿せしむるより、所謂類は友を引の喩へにて追々と諸方より先曳を目的に漂ひ來るもの衆く、一軒の宿屋に多きは二三十名も泊り居れど稼人の割合に仕事なく遂に此世ながらの餓鬼道に陥りて道路餓孚<sup>ウ</sup>の慘状を呈するに至る。此慘状は感むべきに似たれども此輩が斯くまでなりはつる原因を尋ぬるに多くハ職業の懈怠、身持の放埒等より故郷にも容られず、飄々として三界に家なき者々み、是れ亦自業自得の過ちなり。唯感むべきハ良民の避けがたき困難に出逢ひ一朝其資業を失ひて貧窮に陥りたるもの是なり。此貧民ハ一所に群居せざれども西陣にて糸繰を業とするもの、粟田清水地方にて陶器の土堀を稼ぐもの、其他市中にて中等以下の職業をなせしもの、中にて近年の不景氣に産業を失ふも

の、実に枚挙に遑あらず。現に近頃市中に於て空家の追々に増加し町並に一戸なり二戸なり、之れあらざるなき程の有様を見るを以て一般民業衰頽のいよいよ甚しきに達したるを証すべし。而して是等の破産者は如何せしやと尋ぬるに慥なる親属のあるものは之れに同居附籍し、或は裏店に逼塞して資本の入ざる他の業に移り僅に生活の計を為すもの比々皆然り。斯る中にも家族衆くして之を養ふべき肝腎の戸主が疾病に罹り他にこれを助くべき親属なきものゝ如きは確と生活の道に窮して一家飢渴に差迫り、其必至の難浹実に見るに忍びざるものあり。此の如きものハ真に余儀なき不仕合より困難の中にも困難に陥るものにて、社会の救助を与へざれば亦他に露命を繋ぐ詮なきものなり。我輩は以上列挙するところの貧民に対し当局者が行政上の処置を要するものは夫々適當の注意を望むの一議あり。請ふ之を次号に陳べん。(傍線引用者、以下同じ)

ここで表象されている「真に愁むべき貧民」と「自業自得の貧民」については、別稿において詳しく触れた。<sup>29</sup>「大仏前」の貧民は、明らかに「自業自得の貧民」の貧民の代表格として取り上げられ、旧「非人小屋」の貧民らと同列に論じられている。その意味をあらためて考えるために、ここでは煩を厭わず全文を掲げさせていただいた。

「大仏前」の貧民は、流動性が高く、その生業も臨時的、雑業的なものが多く、芸能や勧進など物乞いに類似したものが少なくなかった。社説は、そのような貧民を「自業自得の貧民」として、旧「非人小屋」の住人と同一視した。したがって、その対策も「真に愁むべき貧民」と「自業自得の貧民」とでは自ずから異なつたものとなる。

此の如く貧民中の愁むべきものを救助する時は他地方の者にして之れと同一の惨況に陥るものハ如何すべきやと云ふに、自今は此輩をして容易に漂泊ひ来る能ハざるやう予じめ之を防ぐに在るなり。乃ち其方法は行政警察の処分を以て彼輩は巢窟とたのみ安宿の営業に検束を加へ、一室に多数の止宿者を容るゝを制限し、又其止宿人は警察官夜々其旅宿に出張し、本人に就て其原籍職業等を嚴重に問糺し、生業の目途なきものハ直ちに之を原籍

に逐払ひ、今日三条蹴上げ辺に群居る窮民の如く其殆んど餓死に迫るまで爰に居ることを得せしめざれば、また路頭に菜色の醜民なきに至らん。曩に京都府にては警察の処分を以て乞食を駆除し、門芸を嚴禁し、惰民の悪弊を矯正したるに、果して其実効を奏し今日は市中復た乞食の徒も亦の徘徊ものあるを見ず。彼の安宿に漂泊する先吏社会の徒も亦多くは惰民の成果なれば、今日之を原籍に駆逐せられんことは少しく苛酷に似たれども惰民の取締上に於ては最も至当の処置と云ふべし。当局者幸に貧民の種類を識別し、夫々適當の処置に注意あらんことを希ふと云爾。

これは、「真に惑むべき貧民」に対しては、「夫れ世上の良民にして已を得ざるの事情より右の如く職業を失ひ、一朝生活のすべきなきに至るものハ社会の義務として之を見殺に放任すべき者にあらざれば、地方に於て宜しく適宜の規則を設け共同の経費を以て其急を濟ふことに勉むべし」と述べた後、「自業自得の貧民」に対する対策として述べられたものである。<sup>20)</sup>

その後も、『日出新聞』の「大仏前貧民の状態」(一八八八年八月十六日付)、「米価騰貴に就て」(九〇年二月二十六日付)、「貧民のありさま」(九〇年十月二十四日〜三十一日付)、『京都日報』の「京都細民の概況」(九〇年六月十五日)などで、繰り返し「大仏前」の困窮状況や生業、習慣、暮らしぶりが報じられた。とくに、一八九〇年は米価高騰が社会問題化した年として知られ、都市貧民問題に対する関心が高まるが、「大仏前」についての新聞の言及も多かった。

(二) 米騒動と帝国京都博物館

幕末から近代にかけての農民騒擾や都市の「打ちこわし」を米騒動という観点からまとめた『米騒動の研究』は、

近代に入ってから最初に米騒動が起きた年として一八九〇年を挙げる。同書では、同年の米価の動向、米商らによる買い占めや売り惜しみの実態、全国各地の民衆の生活状況、政府や地方の対策、各地の騒動の実情などを整理してまとめている。それによれば、最初の騒動は同年一月にすでに富山で起こっていると言われるが、その後四月に入り鳥取で困窮士族が、新潟では西頸城郡の漁民らが騒動を起こした。六月以降は、各地で騒動が頻発するが、大規模なものは新潟県柏崎町、佐渡、宮城県などで、貧困な農漁村を中心に展開していることがわかる。<sup>31)</sup>

この時期、都市では本格的な米騒動が起こらなかったが、京都市内では貧民の把握や施米、授産場設置などの試みがなされる。<sup>32)</sup>

表3は、一八九〇年五月二十九日と三十日に『日出新聞』が学区別貧民数として報じたものをまとめたものであるが、戸主のみの数字ということなので、それぞれを戸数に置き換えてみると、市内に約三千戸の困窮世帯があったことになる。<sup>33)</sup>このうち、「大仏前」は、下京区第二十七組から第二十八組にまたがっていたと考えられるが、両学区の貧民数は市内で最高というわけではなかったが、少ない方ではなかった。

京都では、六月以降一部に米商に押しかけたり米商会所に放火するような動きがあったものの、他都市と同様、大きな動きとはならなかった。また、「大仏前」に関する報道も散見されるが、多くは市内スラムの生活ぶりを興味本位に報じたり、安易な同情を示したものであった。次の記事は、そのような中できわめて異色なものであった。<sup>34)</sup>

炊くに米なく執るに業なき細民が一凶に米商を悪み、其家を打壊して怨を漏さんと計るは近頃各地新聞紙の続々報道する処なるが、京都にても貧民の巢窟と聞えたる大仏前、塗師屋町、六波羅裏、一貫町、六条境内、西陣近傍、三条寺裏等には饑渴に迫る貧民無慮二万余人あり。上下京区役所にては慈善家の義捐金に依り米穀を購入入して之れを施与する等救済の道に怠りなければども、限りあるの施米は二万余人の口腹を飽かしむること能はず。

「大仏前」考

表3 上下京両区、学区別貧民数及び市会議員数

上京区					下京区				
1879年 郡区町村 編制法	1890年5月 上下京区 の貧民数	1892年 学区制	1893年 市会議員数	対応する 小学校名	1879年 郡区町村 編制法	1890年5月 上下京区 の貧民数	1892年 学区制	1893年 市会議員数	対応する 小学校名
第1組	158	第1学区		成逸	第1組	60	第1学区	1	乾
2	51	2	2	室町	2	20	2		本能
3	47	3		乾隆	3	0	3	2	明倫
4	34	4	1	西陣	4	0	4	1	日彰
5	未調	(2)		(室町)	5	0	5	1	生祥
6	67	5		翔鸞	6	10	6	1	立誠
7	8	6	3	嘉菜	7	50	7		有濟
8	35	7	2	桃菌	8	150	8		栗田
9	32	8	2	小川	9	60	9		郁文
10	46	(2)		(室町)	10	20	10		格致
11	44	9		京極	11	未詳	11		成徳
12					12				
13	44	10		仁和	13	10	13	1	開智
14	61				14	50	14	1	永松
15	32	11		正親	15	0	15		弥栄
16	未調	12		聚菜	16	70	16		淳風
17	33	13		中立	17	30	17	1	醒泉
18	未調	14	2	出水	18	10	18		修徳
19	63	15		待賢	19	10	19	2	有隣
20	20	16	4	滋野	20	40	20		新道
21	40				21	150	21		六原
22	17	17		春日	22	150	22		安井
23	24	18	1	梅屋	23	40	23		植柳
24	20	19		竹間	24	20	24	1	尚徳
25	10	20		富有	25	40	25		稚松
26	未調	21	1	教業	26	40	26		菊浜
27	未調	22		城巽	27	70	27		貞教
28	0	23	2	龍池	28	100	28	2	修道
29	0	24		初音	29	40	29		安寧
30	0	25	2	柳池	30	150	30	1	皆山
31	6	26		銅駝	31	40	31	1	一橋
32	40	27		錦林	32	0	32	1	梅逕
33	165	28		新洞	33※	0	(31)		
34※	114	27					33※		

※1888年市域編入、※※1892年市域編入

大仏、一貫町及び六波羅辺の貧民は十数名づゝ相党して町総代に迫り、現米小売直段を引下ぐる様最寄の米商へ説諭ありたしなど要求するものあれど、米商人はナカナカ之を聞入れず、定期米は已に七円五十銭まで下りたるも現米は一升到付き僅に一厘下落したるのみ、依然として石十一円二十銭乃至十二円に止り居るにぞ、貧民ども大に激昂し、京都及び伏見の細民中数名のものが発起となり一ヶ町より十名づゝの委員を召集して、一昨日伏見稻荷山に京伏貧民聯合委員会を開き、米価騰貴のことに付て種々協議せしが、結局白米商をして直下げせしむる様説諭あらんことを郡区長に請求し、若し白米商にして此説諭に応ぜざれば進んで府知事に請願し、尚ほそれにも直下げせざれば、京都伏見の貧民三万余人、一時に起て米商を襲撃すべしとの事に決議したりと云ふ。(後略)

これについては、ほかに『京都日報』(九〇年七月十八日付)に報じられており、何らかの動きがあったと推測されるが、残念ながらこれ以上の手がかりがない。ただ、貧民の居住地とされた地域の中に、「大仏前、塗師屋町」が含まれ、一貫町、六波羅辺の貧民とともに「京伏貧民聯合委員会」の中核になったことが記される。<sup>(35)</sup>

この時期、前述の貧民授産場や施米の動きのほか、貧民党や平等会創立など「壮士」や篤志家の活動も見られたようであるが、いずれも新聞報道によつて断片的に知り得るにすぎない。

こうした時期、「大仏前」に対する世間の関心をかきたてる問題が起こる。帝京京都博物館の建設問題である。<sup>(36)</sup>

管見の限り、この問題をめぐつて「大仏前」が取り上げられたのは、一八八九年四月二日付『日出新聞』が最初であった。

今度京都に設立するといふ美術工業博物館設置の場所に就ては、現在京都御苑内にある博覧会場を以て之に充んと云ひ、或ひは同じ御苑内なる旧近衛邸地に新築せんとの説もありしが、其後また聞く処によれば大仏なる旧

恭明宮の跡地へ新築せんと議も出で、(中略)、然るに大仏旧恭明宮の跡地は高燥なれども其接近地には貧民巢窟をなして、之を何へか転ぜしめんとするには容易ならざる費用を要する事なり。爾りとして又其まゝに置んか、外国人の眼に觸て甚だ見苦しければ、之れも適當なる場所とはいふべからず。

この時点では、旧恭明宮跡は京都御苑、二条城などと並ぶ候補地のひとつで、むしろ二条城の方が有力であった。しかし、同年四月九日付の記事では、「二条離宮は外見土地高燥なるが如くなれども、其実際は却て湿潤甚しく、現に曩に京都府が同城にありし時、其吏員が実地に経験したる処なり。爾すれば同離宮も亦不適當なるが故、矢張り大仏旧恭明宮の趾地より外ならざるべく、唯憂ふる処は此近傍なる貧民退除の一事にありとて、目下尚ほこれ評議中なりといへり」と、旧恭明宮跡が最有力候補となっている。

ところが、それによって浮上するのは、旧恭明宮跡が「貧民巢窟」であるという新たな「問題」であった。これに対し、六月七日付の『大阪朝日新聞』は次のように報じる。

大仏近傍は土地高燥、風景極めて宜しく、且其辺は京都第一の貧困地にして、此上尚益窮民の増加する勢あるに依り、帝國博物館を此地に設置すれば、幾分か同地貧困の惨状を医するの資料ともなり、京都府の大体上より觀察を下して、尤も適當の地たりといふの説に一決したるものなりといへり。

旧恭明宮跡が博物館用地となることが決定的になるにしたがい、それを「貧困の惨状を医する」きっかけにしようという考え方が現れるようになった。

また、六月二十二日付の『大阪朝日新聞』は、博物館建設の話が具体化するに及び、これまで坪十数銭だったこの界限の土地が、坪六十数銭から一円近くにまで高騰していることを伝える。博物館の建設は、周囲の土地を所有する地主たちにとっては願ってもないものであった。

結局、博物館の建設は、一八九〇年四月頃から着手され、九五年十二月にほぼ完成する。この建設工事は、「大仏前」の環境に決定的な影響を与えたのである。

### (三) 都市問題としての「大仏前」の浮上

一八九〇年六月二日、祇園の南、下河原上弁天町のあたりを巡回していた巡査が女と子供の五人連れが飢えに苦しんでいるのを見つけた。女は三味線職石村栄次郎の妻ということだが、不景気で仕事が少なくなっていた栄次郎は先日來行方知れずとなつてしまい、家財道具を売り尽くした五人はとうとう心中を思いついたところを巡査に見つけられたという。妻の名はとみ、子供は七歳を頭に女子四人であつた。<sup>37</sup>

この時期の新聞をひもとくとこの種の問題にことかかないが、石村とみの話は世情ともあいまって大きな反響を呼んだ。四日、早速下京区の竹村藤兵衛区長が現場を訪れたほか、各地から救恤金や義捐金が日出新聞社にもたらされるようになる。救恤金の募集は、かねてからおこなわれていたが、この報道以降その動きは加速されるのである。日出新聞社に寄せられた救恤金は六月十五日までに百十二円に達し、第一次分として上下京両区役所に五十六円づつ送られた。<sup>38</sup>

上下京両区役所では、こうした救恤金をもとに、両区あわせて約三千八百戸の困窮者に施米券を配布し、区役所が指定した米穀商から規定の米を無償で受け取れるようにした。しかし、下京区役所では、当初、「是等の金品を一時に与ふるは却て細民を懶惰に導くの弊を生ずるの虞れもあれば、寧ろ大坂府の例に倣ふて米穀商に謀り貧民に限りて十銭の米を七銭乃至六銭に売させて、細く長く補助を与ふること得策ならん」などと、施米ではなく廉売にとどめるべきとの意見も多かったという。<sup>39</sup>

一八八六年の『日出新聞』の論説にも見られたように、この時期の都市行政の担当者の発想は、まず第一に、濫救にならないこと、惰民を育てないこと、あるいはさらなる困窮者の流入をもたらないことを最優先として実施されており、困窮者に対する直接的な施策についてはきわめて抑制的であったということができよう。

そのような姿勢は、行政だけでなく市制施行とともに設置されていた市会を構成する政治家にも共通するものであった。

一八九三年三月、京都市会において次のような議案の審議があつた。<sup>④</sup>

第三十二号議案 第一次会

下京区塗師屋町通正面下ル

塗師屋町廿九番戸同居平民

堀野精一郎

右之者、数年前ヨリ処々流寓之末大阪府下ニ於テ病氣ニ罹リ同地有志者ノ救助ヲ仰キ居シモ、際限ナキヲ以テ、本年二月四日当地ニ送り帰サテタリシニ、以前ノ同居置主ハ既ニ他ニ転居シテ其家ナク、頼ルヘキ親戚故旧ナキ旨ヲ以テ救護願出テ、止ムナク同月五日ヨリ所轄区役所ニテ一時救護ヲ加ヘ居レリ、右ハ明治七年大政官達第百六十六号恤救規則ニヨリ救助米下付セラルヘキモ、僅々タル救助米代金ニテ諸般ノ費用ヲ償フ能ハス、仍テ二十年五年度ニ属スル同人救護費不足額ハ予備費ヨリ支出スルモノトス。

ところが、これに対して、有力議員の一人雨森菊太郎は、「本案ハ簡單ナル議案ノ如クナレトモ、情ヲ退テ考フルニ頗ル重大ノ事件ニシテ、若シ之ヲ可決スル時ハ一種ノ恤救規則ノ備ヲ作ル者ナレハ充分熟考セサルヲ得ス。抑モ貧民救済ノ方法ニ付テハ太政官ノ達ニ依遵スヘキカ、然ラサルモノハ別ニ一ノ規則ヲ設ケテ之ニ依ラサルヘカラス。若

シ夫レ未タ規則ノ設ケ無キニ是等救護ノ備ヲ作シ乎遂ニ際限無キニ至ラン。固ヨリ市ハ貧民救助ノ義務ヲ負担スル者ナレトモ今日迄ニ其例ナシ。今後若シ之ヲ負担スルナレハ一ノ規則ヲ設ケテ拾銭ヲ弁スルカ廿銭ヲ出スカ、又五合扶持ヲ供スルカ八合ヲ給スルカ、且ツ市負担ノ余ハ町村ニ於テ分担セシムルカ、兎ニ角今日規則ヲ設ケスシテ之ヲ救恤スルハ前後撞着ノ事ナルニ付廃案スル方可ナリ」と廃案を主張した。また、同じく堤弥兵衛は、「廿五番（雨森のこと）引用者注一）ニ賛成ス。只今番外ノ説明ヲ聞クノミナレハ尚且ツ可ナルモ、彼ノ廿七号議案ニハ救助費ノ項目ヲ設ケ重病幼弱ノ者モ一時ノ急ヲ救フ能ハストシテ救助セントス。若シ京都市カ此等ノ門ヲ開<sup>カ</sup>クハ将来乞食ノ巢窟タル事ヲ、故ニ已ム無ク之ヲ廃棄セン」と雨森に同調した。この議案は、市行政の側から提案されたものであるので、市はこれまでより困窮者対策に積極姿勢を見せようとしていたと考えられるが、市会においては雨森の廃棄説が多数を占め、結局、廃案となったのである。

興味深いのは、ここで救済の対象として取り上げられた堀野が、塗師屋町すなわち「大仏前」の住民であったことである。ここで注目すべきなのは、たとえば一八九〇年の米価高騰の最中にあつても上京区の第二十八、二十九、三十組、下京区の第三、四、五組などでは貧民「なし」と報告される（表3）など、京都市内でも生活水準の地域間格差が際立っていたことである。都市スラムの顕在化は、都市内部における地域間格差の拡大を背景としていたのである。

データが少ないので確実なことはいいにくいだが、一八九三年市会の名簿で住所が明らかな議員四十人のうち、上京区第二十八、二十九、三十組、下京区第三、四、五組の六組から選出された者は八人を占めており、地域間格差は市会の議論にも影響を与えていたと考えることができよう。

#### (四) 木賃宿の排除

これまで述べてきたように、都市周縁部における困窮者の集住に関して木賃宿は重要な役割を果たしてきた。近世京都の場合、三条通界限をはじめとする街道筋、東寺や北野天満宮など寺社門前に木賃宿の展開が見られたが、明治維新直後の厳しい取り締まりの時期を経て、一八八〇年代には再び木賃宿は増大の傾向を見せ始める。ところが、同時期にはコレラをはじめとする消化器系伝染病の流行が激甚をきわめており、その流行を抑えるために木賃宿の取り締まりが強化されることになる。具体的には、都市部における木賃宿の営業を原則禁止とし、どうしても必要な場合には許可された一部の地域で営業することとされたのである。これによって、木賃宿は都市の一部に囲い込まれることになった。

京都の場合、宿屋取締規則の最初の制定は一八八六年であるが、その後、一八九五年、一九〇九年（明治四十二）と改正され、その都度木賃宿の営業許可地域は狭められた。このあたりの考察は別稿で詳しくおこなったので、それを参考にしていただきたいが、ここでは「大仏前」に関わる部分について要約して述べることにしよう。<sup>④</sup>すなわち、一八八六年の規則において、下京区で営業が許可されたのは、以下の地域だけであった。

第十六組 上長福寺町（松原通を除く）、下長福寺町、蛇ノ図子

第二十七組 茶屋町ノ内（大和大路通）、大和大路一丁目及二丁目、西ノ門町ノ内（大和大路通）

第二十八組 下棟梁町

第三十一組 北斗町（大和大路通）、辰巳町、七軒町

この改正は、これまで木賃宿がもつとも多かつた三条通から安宿を排除するところにその目的があったと考えられ、結果的に、その後はこの時許可された第十六組の各町（いわゆる「一貫町」）や第二十七、二十八、三十一組の各町

(いわゆる「大仏前」)に困窮者や流入者が集まることになったのである。

この経過を前提にすると、一八九〇年の米騒動に関連して新聞記事が、「大仏、一貫町及び六波羅辺の貧民は十数名づつ相党して町総代に迫り、現米小売直段を引下ぐる様最奇の米商へ説諭ありたしなど要求する」と記していることが、あらためて首肯される。しかも、そうした中で持ち上がった帝國京都博物館の構想により、「大仏前」を「貧民巢窟」と見る見方が市民の間に定着していたことが確かめられることになった。

さらに、こうした見方を裏付けるのは、一八九四年十二月、今度は京都府会市部会において次のような決議がなされたことである。<sup>(4)</sup>

#### 建議

帝國京都博物館ハ今ヤ成功ヲ告ケ、内外人ノ来リテ百般ノ材料ヲ茲ニ資ラントスルモノ亦將ニ近キニアラントス。此ニ於テ乎、当局者ハ大ニ見ル所アリテ、其便益ヲ与フルカ為メニ既ニ道路ヲ改修シ、着々其近隣ノ面目ヲ改メントスルニ当リ、其目前ニ横ハレル彼ノ大仏正面上ル下ル(俗ニ辻ノ下ト云フ)町ハ木賃宿ノ指定地ニシテ、其不潔ヤ論ヲ俟タス、其不体裁ヤ見ルニ堪ヘス、是レ貧民ノ巢窟ナルヲ以テ亦已ムヲ得サルニ出ツ。然ルニ我京都ハ雅丁ノ希臘ニ於ケルカ如ク、日本ノ美術ヲ知ラント欲セハ、其淵叢タル京都ニ至ラサルヲ得ス。京都古代ノ情態ヲ知ラント欲セハ此博物館ニ至ラサルヘカラス、故ニ将来内外貴紳ノ此館ニ謁集スルモノ踵ヲ接スルハ吾人ノ信シテ疑ハサル所ナルニ目前ニ貧民ノ巢窟アルヲ見テハ果シテ如何ノ感想ヲ起スヘキヤ、予輩議政ノ任ニアルモノ深ク痛嘆ノ至リニ堪ヘス。依テ此木賃宿ハ適當ノ方法ヲ設ケ他ニ移転セシメ帝國博物館ノ体面ヲ維持シ京都ノ名ヲ恥シメサル様御取計アラン事ヲ。此段本会ノ決議ヲ以テ建議候也。

明治二十七年十二月十四日

京都府知事渡辺千秋殿

「大仏前木賃宿区域変更二係ル建議」と題されたこの建議は、この時期の木賃宿の性格を明らかにし、「大仏前」に対する見方を裏付ける。実際、翌九五年には宿屋取締規則が改正され、下京区では第十六組の上長福寺町（松原通を除く）と下長福寺町だけが木賃宿営業地域として存続する。府会市部会の建議通り、帝国京都博物館が建設された「大仏前」からは木賃宿が排除されることになったのである。

「大仏前」を「貧民窟」として問題視する世論はこの頃にピークを迎え、新聞以外にも、医療関係者の報告書<sup>43</sup>など「大仏前」を名指しする文献は多かつた。小説「聖果寺」は、このような時期に書かれたのである。

おわりに

一八八〇〜九〇年代に社会問題として浮上した「大仏前」は、帝国京都博物館の建設を契機として困窮者の排除という「解決」方法が与えられたが、その後も、『日出新聞』（一九〇二年四月六日〜十五日付）の連載「貧民窟」において「大仏前」のことが詳しく述べられるなど、困窮者の排除は思惑通りには進まなかつた。

一九〇七年七月には、貞教小学校を「大仏前」に移転することで、「大仏前の不潔民家を取毀」つ計画が報じられるが、これは帝国京都博物館建設の際にも期待されたことであつた。<sup>44</sup>

また、一九一〇年（明治四十三）、京都を訪れた賀川豊彦は日記に次のように記す。<sup>45</sup>

八浜氏の地図によれば、京都には六ヶ処の貧民窟あり。其中二ヶ処は平民、四ヶ処は特殊村である。初め柳原よ

り入ると大仏前に出た。そう大したものじゃ無い。兵庫の貧民窟の類、大坂の様なもの。屑屋が大そーあった。それから三条と四条との間を見て、京の女郎屋の類が一種の貧民窟なるを悟り、(後略)

賀川は、「大仏前」を「そう大したものじゃ無い」といいながら、他の旧「えた村」と同じ「特殊村」とみなした。<sup>46</sup>市内から困窮者の排除が進んでいるにもかかわらず、「大仏前」の「貧民窟」が強固に存続していることに対し、賀川らは新たな「まなざし」を向けるようになったのである。

これまで、中世末期から近代初頭にかけての「大仏前」の変遷を追ってきたが、とくに「難波町」や木賃宿の問題などその都市周縁的な性格に着目してきた。ただ、それらによって知られるのは、この地域が正徳元年の「非人小屋」の撤去以降、身分制的に裏付けられた「賤民」身分の居住地ではなかったということである。もちろん、「えた」身分との関係を直接裏付ける史料もなかった。したがって、賀川の場合には、「大仏前」の状況を他の被差別部落の状況との類似性に着目して、両者を同一視したものと思われる。

他方、一九二一年(大正十)には、地域で社会事業に従事していた公同委員から次のような報告がなされた。<sup>47</sup>

今から十年許り前に今熊野の山科街道を一寸北へ入った荒地に二十六戸の長屋が建てられた。初め家主は都合百軒を建つるの予定であつたので、所謂百軒長屋の称が起つたのだと伝へてゐるが、其後僅かに六戸増築されたのみで、今は総てで三十二戸ある丈けである。こゝの住民は主に大仏前に居た者で、尚ほ五条白糸町、三条蹴上げ方面よりの者もあり、又各所よりの零落者も余程入り込んでゐる。其の三十二戸を前居住地別にすれば、大仏前に在りし者二十戸、三条蹴上げ二戸、其他各所より集れる者合計十戸、五条白糸町より来れる者は今は一戸もない。而して其の移転して来れる理由はもとより一様ではないが、つまり家主側に於て借家を改築したので、彼等最下級の民は居溜らなくなつて来たのや、新に会社が起つたり、道路拡張のためやらで、其の土地は逐はれ、

当時家賃の比較的低廉であつたこの百軒長屋を選んで集ひ来た訳である。

木賃宿の取り締まりなどを通じた困窮者の排除は、しばしば「貧民窟」の移動という現象としてとらえられた。<sup>46)</sup>しかし、このように移動する「貧民窟」は、もはや旧「えた」村と同一視されることもなくなつたのであろう。一九二三年に発刊された井上貞蔵「貧民窟と少数同胞」は、賀川と同じような地域をとりあげて、次のように記す。<sup>47)</sup>

京都には貧民窟らしい貧民窟がない、島原口の一貫町と三十三間堂方面の新熊野社附近が稍夫らしい。柳原町、鹿ヶ谷高岸町、田中町、鞍馬口、蓮台野等の少数同胞部落が夫に近い。

ここでは、「貧民窟」と「少数同胞部落」（被差別部落）とは明確に区別され、「大仏前」ではなく「新熊野社附近」が前者の例として取り上げられた。一八八〇年代から九〇年代にかけて京都を代表する「貧民窟」として浮上した「大仏前」は、一九二〇年代には長屋や借家群の抱える数多くの事例のひとつへと転化していったのである。

註

- (1) この時期の『日出新聞』は、日本を代表する新聞のひとつであり、中川重麿、金子錦二など文芸欄の執筆陣も多士済々であつた。「聖果寺」の筆者は「百丈」こと堀江純吉（松華）であつたが、同時期には、黒田天外「文禄男」、漣山人（巖谷小波）「心中女同士」などが連載されていた。堀江は、一八九四年六月から十月にかけて日清戦争の従軍記者も務めた。この時期の文芸陣については、『京都新聞百年史』（社史編さん小委員会編、一九七九年）、一九八頁以下に詳しい。
- (2) 一八三一年初版、翌年に改訂版刊行。翻訳も多いが、小文では、最新のものとして『ヴィクトル・ユゴー文学館第五巻ノートルII ダム・ド・パリ』（辻昶・松下和則訳、二〇〇〇年、潮出版社）を利用した。
- (3) 柳田泉「明治初期翻訳文学の研究」（明治文学研究五、一九六一年、春秋社、四四七頁以下）は、森田思軒がユゴーを通して「社会の罪」（一八九一年の講演の題目）という観念を紹介したことを評価する一方、明治初期の日本にはユゴーは受け入れられなかつたことを指摘する（二八一頁）。

(4) アルフレッド・フィエロ『パリ歴史事典』(二〇〇〇年、白水社)によれば、その存在に最初に着目したのは歴史家ソーヴァルであるという。前掲辻・松下訳では「奇跡御殿」と訳すが(注②)八五頁)、小文ではより適切な表現と思われる「奇跡小路」を用いることにした。

(5) 『新修京都叢書』第二十一、一九七〇年、臨川書店、六二八頁参照。

(6) 前掲『新修京都叢書』第二十一、三四四頁。

(7) 「板倉政要」巻四「洛中洛外惣数人家両数改メ日記(朝尾直弘)」「洛中洛外町統」の成立』、『京都町触の研究』一九九六年、岩波書店参照)。蓮華王院西大門があった「卅三間西門町」もこの時すでに成立している。また、妙法院と「大仏廻境内町」との関わりについては、村山修一『皇族寺院変革史』二〇〇〇年、塙書房、一四〇～一頁参照。

(8) 前掲朝尾論文、一三頁。

(9) 『新修京都叢書』第十、一九六八年、臨川書店、五二二～三頁。古写真によれば、明治初年まで五条坂のあたりが深い竹林であったことがわかる(「五条坂」国際日本文化研究センター所蔵写真)。

(10) 『新修京都叢書』第三、一九六九年、臨川書店、三二五頁。

(11) 一九六三年、雄渾社。同書一〇九頁に、「扇骨問屋は約三六戸で、東山区内二八戸・下京区二戸・伏見区六戸で、大部分が東山区大和大路通り五条から七条にかけて分布し、これらとともに約三五〇戸に達する下職者が居住して同業者集団地域を構成している。この同業者集団の核をなすのが大黒町通りで、袋町通り・耳塚通り、あるいは骨屋町通りともいわれ、このうち正面通りから七条通りに至る塗師屋町にことに集中している。」と戦後の実態がまとめられているが、この同業者町の形成は近世にまでさかのぼる。

(12) 前掲『同業者町』一一二頁。

(13) 延宝六年刊行の『京雀跡追』(『新修京都叢書』第一、一九六七年、臨川書店、三七二頁)は、現在の問屋町通あたりは「旅人をとめ(泊め)やかす(宿賃)町也」と旅館が多かったことを記す。

(14) 金屋町については、日向進「近世京都における新地開発」『京都市歴史資料館紀要』第四号(一九八七年七月)参照。これは、五条通北側の建仁寺新門前の開発を分析しているが、近世鴨東地域の形成に関する貴重な研究である。

(15) 前掲日向論文、二九頁以下。

(16) 塚本明「近世後期の都市の住民構造と都市政策」、『日本史研究』第三三一号(一九九〇年)、宇佐美英機「近世京都の法と社会」

- 『京都町触の研究』(一九九六年、岩波書店) 参照。「科定類従」によれば、奉行所もこの町からの立ち退き要求は受理しなくする。困窮者の最終引取先として、法的にも認知されるようになるのである。
- (17) 『京都町触集成』第六巻、一九八五年、岩波書店、二五五頁。
- (18) 前掲日向論文、二三頁。
- (19) 京都市歴史資料館所蔵写真版「袋町文書」一。
- (20) 前掲宇佐美論文、一三〇頁。
- (21) 岩生成一監修『京都御役所向大概覚書』下巻、一九七三年、清文堂出版、一〇九頁。
- (22) 『近世前期京都の非人』、前近代京都の部落史、一九八七年、部落問題研究所、二二〇～二頁参照。『妙法院日次記』第二(一九八五年、統群書類従完成会、三〇三頁)、『妙法院日次記』第三(一九八六年、統群書類従完成会、一五八頁以下)によれば、宝永四年二月十八日、正徳元年六月十九日に「非人小屋」取り払いの見分がおこなわれた。
- (23) 『身分的周縁』(一九九四年、部落問題研究所) 所収の杉森哲也、沢博勝氏らの論考参照。物吉村については、横田則子「物吉」考、『日本史研究』第三五二号(一九九一年)がある。なお、横田氏は「京洛中洛外場帳」の文字を「坂北帝院」と読んでいるが、「坂比帝院」(坂比田院)と読むべきであろう(西尾市立図書館岩瀬文庫蔵「京洛中洛外場帳下」裏表紙見返し参照)。これにより、氏が推測する「物吉」と悲田院との関係についてより明確になると思われる。
- (24) 「難波町」は、経済的負債を免れるという意味で「無縁所」的性格を持つものということができ、一時中世史研究において注目された「アジュール」という観点からも考えてみたい課題である(網野善彦『増補無縁・公界・染』一九八七年、平凡社参照)。また、「難波町」として挙げられた地域の多くが、有力寺院の門前町の一面に形成された新開地であること、隣接して遊廓が設置されることが多いことも注目される。
- (25) 「江戸の願人と都市社会」(前掲『身分的周縁』所収) 参照。
- (26) 橋川正『鞍馬寺史』一九二六年、鞍馬寺、二一六～二二八頁。
- (27) 大杉由香「都市における公的扶助と私的救済」『社会経済史学』第六一卷第四号(一九九五年)は、この史料を「貧民窟」への高齢者の吸引、生産年齢人口の減少の例証とする。ただ、取り上げられている事例が少ないだけでなく、例示されている地域が「貧民窟」であることの論証が不十分なのが惜しまれる。
- (28) 『貧民の種類』、『日出新聞』一八八六年四月二十八日付。なお、引用では明らかな誤植のみ訂正した。

- (29) 『近代日本と公衆衛生』、二〇〇一年、雄山閣出版、一六〇頁以下参照。
- (30) 「貧民に対する処置」、『日出新聞』一八八六年四月二十九日付。
- (31) 井上清・渡部徹編『米騒動の研究』第五卷、一九六二年、有斐閣、三四二〜三七一頁参照。
- (32) 『京都の部落史』第二巻、一九九一年、京都部落史研究所、六八頁以下参照。
- (33) その後の報道では、両区の貧民は合計三千七十六戸、一万六百四十八人に達する（『日出新聞』同年六月十四日付）。
- (34) 「京伏貧民米商に迫らんとす」、『日出新聞』一八九〇年七月十七日付。
- (35) この興味深い出来事については、渡部徹編著『京都地方労働運動史』、一九五九年、京都地方労働運動史編纂会、一七頁、前掲井上清・渡部徹編『米騒動の研究』三六九頁にも紹介されているが、いずれも同じ史料に依拠している。余談であるが、「聖果寺」には、『ノートルダム・ド・パリ』の重要な場面である貧民の暴動は描かれていない。堀江純吉には、「大仏前」と「米騒動」を結びつけるような記憶はなかったのではないかと思われる。
- (36) この経過については、『京都国立博物館百年史』、一九九七年、京都国立博物館、六七〜八一頁に詳しい。
- (37) 「貧困の極み」、『日出新聞』同年六月四日付。
- (38) 「社告」、『日出新聞』同年六月十七日付。
- (39) 「救貧の方法を改めんとす」、『日出新聞』同年六月十八日付。
- (40) 『明治廿六年度京都市会議事録』第六号（一八九三年三月七日）。
- (41) 前掲『近代日本と公衆衛生』一六七頁以下参照。
- (42) 『明治廿八年度京都市部会決議録』、『同議事録』によれば、提出者は宍戸亀三郎。議論されたのは同年十二月十三日だが決議の日付は十四日。京都府議会図書館所蔵。なお、ここでは帝國京都博物館との関係が強調されているが、この建議の背景には平安遷都千百年記念祭の開催などがあつた（前掲『近代日本と公衆衛生』一一九頁以下参照）。
- (43) 「来ル明治廿八年ニ対スル衛生上注意ヲ要スル件々取調之義ニ付答申」、『京都医会及京都衛生支会答申書』（西村義民編・発行、一八九四年、一四〜五頁）、「市医意見書（第五市区）」、『京都医事衛生誌』第二四号（一八九六年三月）。
- (44) 「大仏前の改善」、『大阪朝日新聞京都版』一九〇七年七月五日付。
- (45) 「露の生命」第一二〜一三丁、賀川豊彦記念松沢資料館蔵。日記中の八浜は京都在住の牧師八浜徳三郎。賀川の認識の特徴については、拙稿「『特殊部落』認識における構造と主体」、『現代思想』第二七卷第二号（一九九九年二月）参照。

- (46) 日記中の「特殊村」に「大仏前」が含まれることについては、拙稿「特殊部落」とはなにか」『こべる』再刊第一六号（一九九四年）参照。賀川豊彦『貧民心理の研究』（一九一五年、警醒社書店）八二頁にも、「京都は三条、田中村、大仏下は歴史的貧民窟、一万に近い貧民が居るであろう」とある。
- (47) 「今熊野百軒長屋に就て」、『京都府公共委員制度』一九三三年、京都府社会課、一六七頁以下参照。公共委員の報告は一九二一年二月のものであるという。
- (48) 前掲「特殊部落」認識における構造と主体」参照。
- (49) 一九三三年、巖松堂書店。